

育児・介護等離職者 雇用助成金

育児や介護等で 離職 した人



雇用



予算の都合により、令和3年10月1日以降の採用者に係る助成金受付を停止させていただきます。

正社員	妊娠、出産、育児、介護 結婚、配偶者の転勤	50万円（※）	50万円
短時間勤務正社員	妊娠、出産、育児、介護 結婚、配偶者の転勤	40万円（※）	40万円
非正社員 （フルタイム）	妊娠、出産、育児、介護 結婚、配偶者の転勤	20万円	
非正社員 （フルタイム以外）	妊娠、出産、育児、介護 結婚、配偶者の転勤	10万円	

（※）国の両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）の受給対象となる場合は、上表の該当する助成金支給額から国の助成金支給額を差し引いた額とする。

書類提出期限

[採用決定報告書関係書類]：対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月以内

[支給申請書関係書類]：対象労働者を雇用した日から6か月継続雇用した日の翌日から起算して3か月以内

（注）国の両立支援等助成金を受給する場合は、国の助成金支給決定日から起算して1か月以内

申請受付・問い合わせ先



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28

兵庫県中央労働センター1F

URL <https://www.hyogo-wlb.jp/>

TEL
FAX
E-mail

078-381-5277
078-381-5288
info@hyogo-wlb.jp

開館

月～金曜日
9:00～17:00
(祝休日、年末・年始を除く)

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金 チェックシート

事業主に関する要件		チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	企業全体の規模 常時雇用する労働者（週 30 時間以上勤務）が、300 人以下である	
3	申請に係る事業所の規模 （会社等）会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用する労働者が 100 人以下の兵庫県内の事業所である <small>（上記以外の事業主）医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、個人事業主など</small>	
予算の都合により、令和3年10月1日以降の採用者に係る助成金受付を停止させていただきます。		
10	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
11	企業等の代表者又は取締役等が、雇入れられる対象労働者と3親等以内の親族でない	
12	県税の滞納がない	
13	暴力団又はその統制下の団体でない	
対象労働者に関する要件		チェック
14	前職の企業等を結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児（小学校就学の始期に達するまで）又は介護の理由で離職し兵庫県内の事業所に勤務する者である	
15	離職期間が6年未満 又は離職理由が妊娠・出産・育児（小学校就学の始期に達するまで）である場合、末子出産後2年未満である	
16	申請する企業等の県内事業所において、雇用保険の被保険者として雇用されており、かつ当該事業所が加入する厚生年金保険及び健康保険の被保険者として雇用されている	
その他		チェック
17	当該申請年度において、本助成金の受給は、同一の事業主で2件以内である	

※ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは・・・当センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

申請事業主

採用決定報告書（様式第1号）
※対象労働者を雇用後3か月以内に提出

助成金支給申請書（様式第3号）
※雇用した日から起算して6か月経過した日の翌日から3か月以内に提出

支給決定通知書

ひょうご仕事と生活センター

「助成金申請の手引き」、
「提出書類の所定様式」
は、ひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます。



ひょうご仕事と生活センター
キャラクター「WLB7」